条例の点検・見直しシート

			作成	1 年月日	平成24年6月29日		
条例の題名		三重県文化審議会条例	公	布 日	昭和46年7月27日		
条例番号		昭和46年三重県条例第33号	直近	丘 改 正 日	平成10年3月27日		
所管部局課		環境生活部文化振興課	電	話 番 号	059-224-2176		
知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項 重果文化審議会を設置することに関し、必要な事項							
視点		項目		回答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥 当性を有している。			はい	重要な文化施策等を調査審議するためには、有 議者等の高度かつ専門的な意見を聴く必要があ ることから、条例の目的は妥当性を有している。		
	条例の対 認められ	対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必 1る。	はい	附属機関の設置については、地方自治法138条の4第3項の規定により、条例で定めることが必要である。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい	平成20年1月29日以降、審議会は開催されていないが、審議会の答申を踏まえた方針に基づき、現在、文化振興の取組を進めている。文化を取り巻く社会情勢は毎年大きく変化していることから、当該方針についても折に触れて見直していく必要がある。		
	規制型の ない。)場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっ	該当なし				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。			はい	附属機関の設置については、地方自治法138条の4第3項の規定により、条例で定めることが必要である。		
法	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	地方自治法第138条の4第3項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい			
有	 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 			はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい	県民力ビジョンに掲げる「文化の振興(施策261)」 に寄与。		
効	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受け たことはない。			はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障 が認められる。			はい	審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、 県の行政運営に支障が生じる。		
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。			はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい			
公平	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正 ある。			はい			
	条例の執	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			審議会からの答申は、三重の文化の振興に資することから、全ての県民を対象とするものである。		
性	条例の ^執 い。	4行に伴うコストの負担が一部の県民に限られて	いな	はい			

そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体 との連携に配慮している。								
の他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。								
点		理	由	特	記	事	項		
検・見直	改正・廃止の必要は	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の		今後、生涯学習の振興と一 的に進めていく上で、審議会 統合の是非も含め、教育委			に 存態 会の	りたの行無	有効期限に 関する規定 の有無
ははは、	ない	必要はないと考える。		統合の走手で含め、教育安員 会と調整しながら検討していく 必要がある。				無	無